事業再評価説明資料

川辺川ダム建設事業

平成18年8月

九 州 地 方 整 備 局 川辺川ダム砂防事務所

目 次

1. 事業の概要			
1-1. 河川の	概要		河川-1-3
1-2. 事業の	概要		
1-3. 事業の	経緯		河川-1-7
2. 事業の必要性			
2-1. 事業を	・巡る社会経済情勢等	等の変化	
2-1-1.	災害発生時の影響	<u> </u>	河川-1-9
2-1-2.	過去の災害実績		河川-1-10
2 - 1 - 3.	災害発生の危険度	E	河川-1-13
2-1-4.	地域開発の状況		
2 - 1 - 5.	地域の協力体制		河川-1-15
2 - 1 - 6.	地域への説明努力	J ————	河川-1-17
2-1-7.	関連事業との整合	ì ———	河川-1-20
2-2. 事業の	投資効果 ーーー-		河川-1-21
2-3. 事業の			
2 - 3 - 1.	事業の進捗率の		河川-1-22
2 - 3 - 2.	残事業の内容の		河川-1-23
3. 事業の進捗の身	見込み -----		河川-1-24
4. コスト縮減や作	代替案立案等の可能	性 ーーーー	河川一1-25
5. 対応方針(原乳	案)		河川-1-26

1. 事業の概要

1 - 1 . 河川の概要

川辺川ダムの建設を進めている川辺川は、熊本県南部の人吉・球磨地 方及び八代地方を流れる球磨川の一次支川です。

球磨川は、その源を熊本県球磨郡銚子笠(標高1,489m)に発し、 免田川、小さで川、川辺川、山田川及び方江川等の支川を合わせながら 人吉盆地をほぼ西に向かって流れ、流向を北に転じながら山間狭窄部を 流下し八代平野に出て前川及び南川を分派して不知火海(八代海)に注 ぐ幹川流路延長115km、流域面積1,880kmの河川です。

その流域は、熊本県第二の都市八代市及び球磨地方の主要都市人吉市を含む4市5町5村におよび県土の約1/4の広さを占め、流域内人口は約14万人となっています。球磨川流域では、球磨川の水を利用した農業や球磨川下りなどが地域の重要な産業となっており、地域の経済や人々の生活と球磨川は深い結びつきを持っています。

川辺川ダムの建設予定地



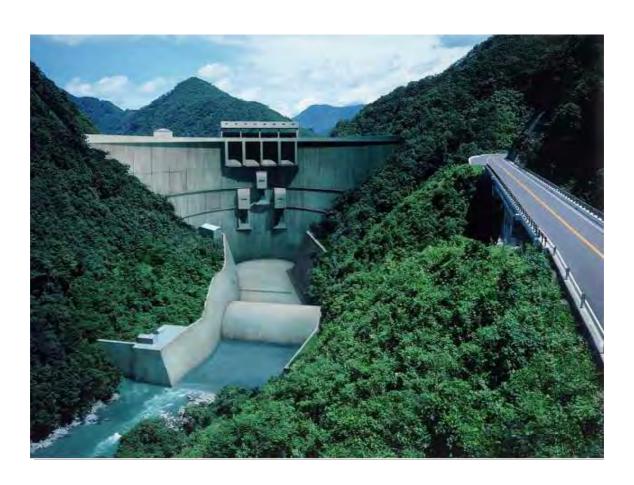


1 - 2 . 事業の概要

川辺川ダムは、球磨川の支川川辺川に建設する多目的ダムで洪水調節、かんがい用水の確保、水力発電、流水の正常な機能の維持を目的としています。

川辺川ダムの集水面積は470k㎡で、人吉地点上流域1,137k㎡の約41%に及びます。





川辺川ダムの計画諸元

ダムの形式	アーチ式コンクリートダム	有効貯水容量	106,000干m3
堤 高	107.5m	洪水調節容量	第1期 84,000千m3
集水面積	4 7 0 km2	洪小 詗即台里	第2期 53,000千m3
湛 水 面 積	3 . 9 1km2	堆 砂 容 量	27,000千m3
総貯水容量	133,000 ∓ m3	利 水 容 量	22,000千m3

(1)洪水調節

球磨川水系工事実施基本計画では、川辺川ダムと既設の市房ダムによる洪水調節で、治水計画の目標としている人吉地点の基本高水のピーク流量7,000m³/秒を4,000m³/秒に低減し、洪水被害の防止又は軽減を図ることとしております。

現在の球磨川に、治水計画の目標となる流量が流れた場合、川辺川ダムによって人吉市の中川原公園付近で、約2.5mの水位低下を図ることができます。

人吉地点において現在の河川断面で治水計画の目標となる流量が流れた場合。 |||辺川ダムが有る場合 | |||辺川ダムが無い場合 | |||河川ダムが無い場合 | ||市房ダム洪水調節後の毎秒約6,600立方メートルが流下した場合の河川水位)

(川辺川ダム・市房ダム洪水調節後の毎秒約4,000立方メートルが流下した場合の河川水位)

人吉地点での川辺川ダム水位低下効果

(2)かんがい用水の確保

かんがい用水が不足する球磨川右岸の1市3町2村の約2,710h aの農地に対して、川辺川ダムによって最大5.13m³/秒のかんがい 用水を供給します。

なお、かんがいの利水計画については、現在、かんがい事業者である 農林水産省等において計画の見直しが進められています。

(3)水力発電

川辺川ダムの貯留水の落差による水力のクリーンなエネルギーを利用して年間約85,000MWHの電力を起こします。これは、人吉・球磨地方で使用する電力量の約60%に相当します。

(4)流水の正常な機能の維持

川辺川及び球磨川が渇水になったとき、人吉地点で4月1日から11月10日の間は22m³/秒、それ以外の期間は18m³/秒となるよう川辺川及び球磨川に水を補給します。これにより、アユなど動植物の生息生育環境の保全、河川水質の保全、及び球磨川下りの支障の改善等を図ります。

1-3. 事業の経緯

(1)前回の事業評価監視委員会までの経緯

昭和41年 4月 球磨川水系工事実施基本計画を策定

42年 6月 実施計画調査に着手

44年 4月 建設事業に着手

51年 3月 特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画を告示

4月 地権者協議会「河川予定地指定の無効確認」提訴

6月 地権者協議会「基本計画の取消」提訴

56年 4月 地権者協議会を除く地権者団体と補償基準妥結

59年 4月 地権者協議会が控訴を取り下げ

平成 元年 7月 「五木村立村計画」について村議会が承認

2年12月 地権者協議会と補償基準妥結

7年 9月 川辺川ダム事業審議委員会を設置

8年 8月 第9回川辺川ダム事業審議委員会で「継続して実施することが妥当」と答申

10月 五木村、相良村、熊本県及び九州地方建設局の間で 川辺川ダム本体工事着手に伴う協定書を調印

11月 頭地代替地の造成工事に本格着手

9年 5月 仮排水路トンネルに着工

10年 6月 特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画変更告示

7月 基本計画変更告示に対して行政不服審査法に基づく 異議申立

11年 7月 仮排水トンネルが完成

12年 8月 基本計画変更告示に対して行政不服審査法に基づく 異議申立を却下

12月 土地収用法に基づく「川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る事業認定」を告示

13年10月 事業評価監視委員会で「事業の継続」を了承

(2)前回の事業評価監視委員会以降の経緯

平成13年11月 球磨川漁業臨時総会で漁業補償案を否決

12月 五木村再建推進村民大会が開催

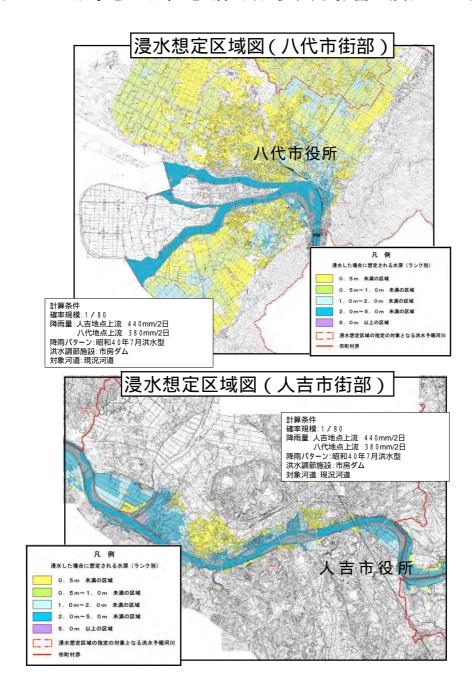
- 12月 熊本県が川辺川ダムを考える住民大集会を開催(2回 目以降は国土交通省が主催し熊本県が総合コーディネーターとなり9回開催)
- 12月 土地収用法に基づく裁決を申請
- 14年 2月 土地の収用裁決申請に関する審理を開始(平成17年 8月29日までに24回実施)
- 15年 1月 球磨川流域市町村議員との意見交換会を実施
 - 5月 国営川辺川土地改良事業に係る控訴審判決(国側が敗訴し上告を断念)
 - 6月 新利水計画策定に向けて、国、県及び市町村等の関係 機関による事前協議を開始(平成18年7月14日ま でに78回開催)
- 16年 3月 森林の保水力の共同検証に関する専門家会議を開催 (平成17年11月25日まで16回開催)
- 17年 9月 漁業権及び起業地上流の土地に関する収用裁決申請を 取り下げ
 - 9月 川辺川ダム建設に伴う五木村民大会が開催
 - 11月 森林の保水力の共同検証が終結
 - 12月 九州農政局が新利水計画案としてダム案と非ダム案を を提示
- 18年 3月 熊本県が新利水計画案として第3案を発表
 - 3月 川辺川ダム建設促進協議会及び川辺川総合土地改良 事業組合が「川辺川ダムによる治水・利水を実現する ための総決起大会」を開催
 - 4月 球磨川水系河川整備基本方針の策定に向け、社会資本 整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会 で審議を議を開始(平成18年7月19日までに4回 開催)
 - 6月 九州農政局が新利水計画案として新案(既設導水路 活用案)を提示
 - 7月 熊本県が農水省新案に基づき、国・県・市町村が一体 となって協議・検討を進め、土地改良法に基づく農家 の判断を仰ぐための所用の手続きに入っていくと整理

2. 事業の必要性

2 - 1 . 事業を巡る社会経済情勢等の変化

2 - 1 - 1. 災害発生時の影響

治水計画の目標としている規模の洪水が発生した場合、川辺川合流点より下流では、人吉市及び八代市の中心部を含む広い範囲で浸水被害が発生することが予想され、地域社会に多大な影響を及ぼします。



2-1-2. 過去の災害実績

球磨川沿いでは、度重なる水害が発生しており、水害の発生回数は 過去30年間で11回と頻発しています。

近年では、平成16年8月及び平成17年9月の洪水において、2年連続して計画高水位を超え、また、今年も梅雨前線に伴う降雨によって水位が上昇し、人吉市内では3年連続で避難勧告が発令されました。

このようなことから、球磨川の抜本的な洪水対策は急務であります。

(1) 球磨川における過去の主な水害

- 昭和38年 8月 死傷者・行方不明者46人、家屋の損壊・流失2 81戸、床上浸水1,185戸
 - 39年 8月 死傷者・行方不明者9人、家屋の損壊・流失44 戸、床上浸水753戸
 - 40年 7月 死者6人、家屋の損壊・流失1,281戸、床上 浸水2,751戸
 - 46年 8月 死者6人、家屋の損壊209戸、床上浸水1,3 32戸
 - 47年 7月 死者2人、家屋の損壊64戸、床上浸水2,44 7戸
 - 54年 6月 家屋の損壊1戸、床上浸水18戸
 - 7月 死者・行方不明者 7人、家屋の損壊 1 0 戸、床上 浸水 3 9 0 戸
 - 57年 7月 (12日) 死者1人、家屋の損壊49戸、床上浸水 234戸

(25日) 死者4人、家屋の損壊47戸、床上浸水 1,113戸

平成 5年 8月 家屋の損壊2戸、床上浸水170戸

7年 7月 家屋の損壊1戸、床上浸水125戸

9年 7月 床上浸水8戸

(2)前回の再評価以降に発生した水害

平成16年8月 床上浸水13戸、床下浸水36戸

17年9月 床上浸水39戸、床下浸水75戸(速報値)

18年7月 床上浸水41戸、床下浸水39戸(速報値)

※出典:「熊本県災異誌」、「熊本県災害誌」、「熊本県消防防災保安年報」等による

※死傷者、行方不明者には土砂災害によるものも含む ※平成17年・18年被害は速報値

(人吉市)







平成17年9月洪水の状況写真(人吉市)



9 市町村で 1028人避難

5階 お握り配布も



要来により、

危険になったため、

郡市の一市

・ を過ごした。多良木町は、 五十一人 ・ 百四十七人に避難勧告が・ 百四十七人に避難勧告が 告が出て、二百二十九人 世帯四百二十三人に勧 が避難した。 と上闡の二地区の百三十 冬で一十一 世帯四百九十八人が対 四三十一世十二 七人に避難勧告が出さ 世 二六

が避難。相良村は、

して各避難場所に届き、

都市では、自主避難と 那市では、自主避難と

など、大きな影響が出た。

寺池地区の六十三世帯二

れた人言市では、人言

公民館などに避難した。

下鶴、生島地区の百二十

など喜ばれた。 慌でるより、勧告の時点 ておいしく食べられた」 下林町―は「避難命令で た山下修造さん(元)=

く調査する一方、住民と 一電話で連絡を取りあって を結ぶ町道も被害に遭っ 同町役場によると、

あ

夕食のおにぎりをほお張る避難した市民(人吉スポー いソファで横になる人、長するテレビを見る人、長口ビーで台風被害を報道 校、中原小学校、中神町 校、中原小学校、中神町 時現在)が避難。 四百食分)されたおにぎ 給食センターで調理(全 と過ごし方はさまざま。 近隣住民と待機する人な ペットの世話に追われる は百五十八人が避難し、 午後四時すぎには学校 人吉スポーツパレスに 大アリーナで家族や 「西郷小学」で避難すれば無理をしな「磨川が危険水位を陷え」できなくなったが、 (午後四)が、ことしは干ばつとい「増えると思う」と、話しい。事前に避難するため」た。いま雨風はやんでい「朝から復旧作業が行べ、中後町」か、ことしな干ばつとい「増えると思う」と、話しい。とである程度は安心していた。

「西郷小学」で避難すれば無理をしな「磨川が危険水位を陷え」できなくなったが、でいしていたが、いきなり球していたが、いきなりない。 孤立状態に

一個と漬け物が夕食と る。 戸八十五人が孤立してい も槻木地区の八十八世帯

台が埋まったという。 台が埋まったという。 一日のか流れ込んだため車二 日のであり、うち一戸は車庫に土 が沢からの鉄砲水を受け 所が土砂崩れにより通行地区の国道388号二カ のめどは立っていない。 県日向市とつながる舟石 また、水上村では宮崎 では、最接近した昼ごろ を中心に非常に激しい雨 に見舞われた。 県内は、四日午後に全 大型で強い台風14号の

かなかったが、断続的に域が強風域に入り、郡市 は、早朝から暴風雨。 雨が降った。 暴風域に入った六日

平成17年9月7日 人吉新聞

市内6町 けさ球磨川が危険水位を突破 内に避難勧

し、村職員のが冠水に上

平成17年9月7日

HRRIS III 川辺川が昨夏に続き氾濫

(関連記事別項)

変属への機水もあった。国・県道数カ所の崩

は「ここまで複かると」となかった」と驚いた様子。

が、それぞれを言謂蓋 た、ドロを水で洗い流し かれ、それぞれを言謂蓋 た、ドロを水で洗い流し がれ、それぞれを言謂蓋 た、ドロを水で洗い流し

人吉新聞

と、内が自主的に避難し、穴 、民館などで不安な時を過 等もした。 要も日は、拍主り込む。

 「五屋町の30」
 「大は公の第二十時に対する。
 「は、「大いいい」が決論している。
 「は、「大いいい」が決論している。
 「は、「大いいい」が決論している。 帯二百三十七人に建し. ひらに、河川増水や土

四世帯九十人、五木村二 町二世帯四十九人、湯前 町二世帯四十九人、湯前 町二世帯四人、あさぎり 帯三つ。

告 夫と共に八歳になる息

してほしい」と話していの掘削や河川整備を早く

また、球磨村でも一勝

が朝食として届き、市職

離は毎年のこと。

ラクなど 園地区の二十一世帯四十 でいい 増水により、同六時に宮 い子ど 地の球磨川支流の芋川の 六人に避難勧告を出した

平成18年7月22日 人吉新聞

帯二十九人、球磨村三十 内訳は、人吉市十三世

朝から復旧作業が行われできなくなったが、七日

668 別の雨

プリ以上の雨が降ってお

は強かった。 り、この時間帯が最も雨 三時ごろまで一時間に二 た六日正午ごろから午後 た六日正午ごろから午後

が六〇〇『を超えた。 日午前三時からの総雨量

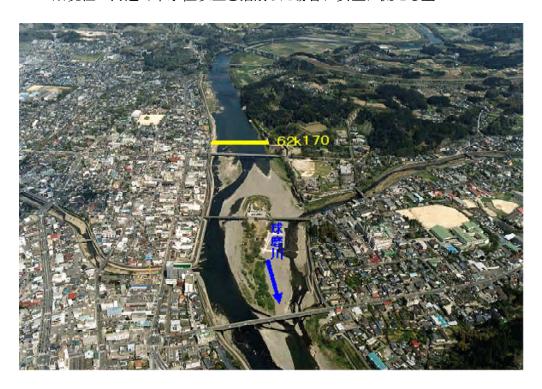
2-1-3. 災害発生の危険度

人吉市街部において、現在の河道で洪水を安全に流せる量は約3,900 m^3/s^* で、治水計画の目標としている流量7,000 m^3/s (基本高水のピーク流量)の約5割程度です。

平成16年8月、平成17年9月の洪水では、河川の水位が計画高水位を超え一時危険な状態となりました。

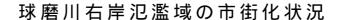


計画高水位:堤防の設計水位で、その堤防が耐えられる最高の水位 ※現在の河道で平水位以上を掘削した場合に安全に流せる量



2-1-4.地域開発の状況

球磨川下流の八代市のおいては、九州新幹線の開業に合わせ、新八代駅が整備されるなど、球磨川氾濫域での市街化がみられます。







2-1-5.地域の協力体制

川辺川ダム建設事業の促進に向けて「川辺川ダム建設促進協議会」等 の組織が活動しており、事業促進に向けて強い要望があります。

また、熊本県(H13,14年要望。H15年からは生活再建対策要望)、球磨 川流域内の全ての関係市町村から、川辺川ダム建設事業の促進に関する 要望がなされています。

(1)川辺川ダム建設事業の促進に関する要望状況

平成13年度 17回

14年度 13回

15年度 9回 16年度 7回

17年度 19回

【要望団体】

熊本県、川辺川ダム建設促進協議会、球磨川上中流改修期成会、球 磨川下流改修期成会、流域内各市町村議会、熊本県球磨郡町村会、 熊本県球磨郡町村議会議長会、川辺川総合土地改良事業組合、川辺 川地区開発青年同志会、川辺川総合土地改良区、川辺川総合土地改 良事業組合議会、川辺川総合土地改良事業推進協議会、川辺川地区 開発青年同志会女性の会、活気ある人吉をつくる会、人吉市議会球 磨川水系ダム問題対策特別委員会 (以上15団体)

(2)関係市町村議会等で決議された意見書等

平成13年6月 川辺川ダムの早期完成に関する意見書(相良村)

川辺川ダム本体の早期着工を求める意見書(人吉市)

9月 川辺川ダムの本年度内着工に伴う提言(五木村)

14年7月 川辺川ダム建設及び市町村合併に関する提言(五木村)

15年7月 川辺川ダム建設促進に関する提言(五木村)

16年8月 川辺川ダム建設促進に関する提言(五木村)

17年9月 川辺川ダム建設促進に関する意見書(錦町)

川辺川ダム建設促進に関する意見書(球磨村)

川辺川ダム建設促進に関する意見書(山江村)

川辺川ダム建設促進に関する意見書(五木村)

川辺川ダム建設促進に関する意見書(多良木町)

川辺川ダム建設促進に関する意見書(相良村)

川辺川ダム建設促進に関する意見書(あさぎり町) 川辺川ダム建設促進に関する意見書(湯前町) 川辺川ダム建設促進に関する意見書(人吉市)

(4)地域における事業促進活動

平成13年12月 五木村において、川辺川ダム建設に伴う五木村 再建推進村民大会が開催。

平成17年 9月 五木村において、川辺川ダム建設に伴う五木村 再建推進村民大会が開催。

平成18年 3月 川辺川ダム建設促進協議会及び川辺川総合土地 改良事業組合の主催により「川辺川ダムによる 治水・利水を実現するための総決起大会」が開 催され約1200人が参加。



2-1-6.地域への説明努力

(1)住民説明会の開催

平成13年4月より川辺川ダム事業についてより一層の説明責任を果たすために治水の受益地である人吉市、八代市、球磨村、芦北町及び旧坂本村(現八代市坂本)の計26地区で住民への事業説明会及び質問にお答えする会を開催し、事業の内容を説明するとともに、地域のご意見を聴く場を設けました。

(2)市町村議員との意見交換会

住民説明会に併せ、流域15市町村議会に説明を行い、ダム事業に対する、ご意見等を聴く場を設けました。

(3)川辺川ダムを考える住民討論集会

川辺川ダム事業を巡る論点について、国土交通省、学識者、ダム事業に意見のある団体及び住民が相集い、オープンかつ公正に議論するため住民討論集会を行いました。平成13年12月9日より平成15年12月14日まで9回開催しました。

	開 催 日	討 論 内 容	開催場所	参加人数
第1回 【治水】	平成13年12月 9日(日)	・治水全般(双方の考え方)	相良村総合体育館	約3,000人
第2回 【治水】	平成14年 2月24日(日)	・治水代替案 ・基本高水	八代市厚生会館	約1,400人
第3回 【治水】	平成14年 6月23日(日)	・双方による現地視察(22日) ・森林、基本高水、萩原堤防	相良村総合体育館	約1,800人
第4回 【治水】	平成14年 9月15日(日)	・大雨洪水被害の実態検証 ・基本高水 ・現況河道流量、計画河道流量	県 庁 地 下 大 会 議 室	約 750人
第5回【治水】	平成14年12月21日(土)	・洪水調節流量 ・具体的な治水対策 ・費用対効果	人 吉 カルチャーハ゜レス	約2,540人
第6回 【環境】	平成15年 2月16日(日)	・流域の環境対策の現状 ・ダムによる水質、流量への影響 ・魚族への影響	県 庁 地 下 大 会 議 室	約 940人
第7回【環境】	平成15年 5月24日(土)	・八代海への影響 ・希少生物への影響 ・その他	県 庁 地 下 大 会 議 室	約 800人
第8回 【環境】	平成15年 7月13日(日)	・環境影響総括	県 庁 地 下 大 会 議 室	約 730人
第 9 回 【治水/環境】	平成15年12月14日(日)	・総論(治水・環境) ・公開質問への回答	県 庁 地 下 大 会 議 室	約 620人





川辺川ダムを考える住民討論集会状況写真



平成14年2月25日 人吉新聞

(4) 森林の保水力に関する専門家会議

住民討論集会における論点のうち、流域における森林の保水力について、ダム反対側及び国土交通省が共同で検証を行うため、双方の専門家同士が専門的な見地から共同検証の方法等を具体的に議論を行いました。

平成16、17年の共同検証結果及び森林水文学専門家の意見をもって、両者合意のもと平成17年11月25日に終結しました。

		開催	目	会 議 内 容 等
平成	第1回	平成16年	3月27日	・森林の保水力を確認するための実験方法の提案
	第 2 回 ~ 第 9 回	平成16年 ~ 平成16年	•	・試験方法、試験候補地、試験機器 等に関する協議及び現地踏査
1 6 年度	地 表 流 観察試験	平成16年 ~ 平成16年	•	・期間中3降雨(3回)実施<台風期> ①9/6-9/8 ②9/28-9/30 ③10/19-10/21
	第 1 0 回 ~ 第 1 2 回	平成16年 ~ 平成17年		・試験データの取り扱い、次年度の試験実施の有無等に関する協議
平成17年度	第 1 3 回 ~ 第 1 5 回	平成17年 ~ 平成17年	•	・表層流、試験方法等に関する協議 及び現地踏査 ※双方の意見を森林水文学の専門家に 意見を聞くことを前提として17年度 の地表流観測試験を行うことで合意
	地表流観察試験	平成17年 ~ 平成17年	•	・期間中 2 降雨(2回)実施<梅雨期> ① 7/5-7/7(人工林は7/5のみ) ② 7/8-7/11
	第 1 6 回	平成17年1	11月25日	・森林の保水力の共同検証について終結

なお、森林の保水力については、球磨川水系河川整備基本 方針の策定に向けた社会資本整備審議会河川分科会河川整備 基本方針検討小委員会の審議で取り上げられ、以下の見解が 示されています。

(第40回河川整備基本方針検討小委員会議事録より抜粋)

- ●治水の対象とする異常洪水に対して洪水緩和効果を入れるということは、少なくとも治水計画を対象として 考える水文学の立場からは容認できない。
- 2 0 0 *,まで効果が期待できるというのは、実際のデータに基づき出てきたものであり、工学的判断にはこれは十分使える材料だと考えている。
- ●住民の生命・財産に安全な方の学説だったら学説段階でも取り上げると思う。現時点では安全サイドを考えざるを得ない。現況以上に期待が出来るかと言うところは慎重に学問の分野で研究して立証いただきたい。

2-1-7.関連事業との整合

河川整備基本方針の状況

新河川法に基づく「河川整備基本方針」の策定に向け、「社会資本整備審議会 河川分科会 河川整備基本方針検討小委員会」において最新のデータ・手法に基づき審議中です。

平成18年4月13日 第1回検討小委員会

治水・利水・環境の特徴と課題

5月10日 第2回検討小委員会

治水・利水・環境の特徴と課題

住民討論集会及び森林の保水力の共同検証

の経過と論点

6月 6日 第3回検討小委員会

基本高水における森林保水力の取り扱い

7月19日 第4回検討小委員会

基本高水のピーク流量の検討

・今後の予定について

「河川整備基本方針」の策定後、具体的な河川整備に関する事項を定めた「河川整備計画」の策定に着手します。

利水事業の現状

平成15年5月、福岡高等裁判所において「国営川辺川土地改良事業の事業計画変更のうち農業用用排水事業及び区画整理事業を取り消す」との判決がなされました。これを受けて、九州農政局、熊本県及び関係市町村等により新利水計画の策定作業を開始しています。

計画の策定に向けて、関係者による事前協議が平成15年6月16日から平成18年7月14日までに78回開催されています。

平成15年度 第1~3回意見交換会、アンケート調査

平成16年7月 第4回意見交換会及び集落座談会、アンケート 調査

8月 事業対象地域(1,378ha)を概定

17年6月 第5回意見交換会及び集落座談会、アンケート 調査

- 17年12月 九州農政局が新利水計画案としてダム案と非ダム 案を表示
- 18年2月 農家との合同現地調査結果を基に事業対象地域 (1,299ha)、ダム案及び非ダム案の給水時 期、維持管理費用等を概定
 - 3月 熊本県が独自にダム案、非ダム案とは別の第3案 を発表(これにより事前協議が一時中断)
 - 6月 九州農政局が熊本県、県議会及び地元市町村の要 請を受け、新たな案(既設導水路活用案)を提示
 - 7月 熊本県が農水省新案に基づき、国・県・市町村が 一体となって協議・検討を進め、土地改良法に基 づく農家の判断を仰ぐための所用の手続きに入っ ていくと整理。

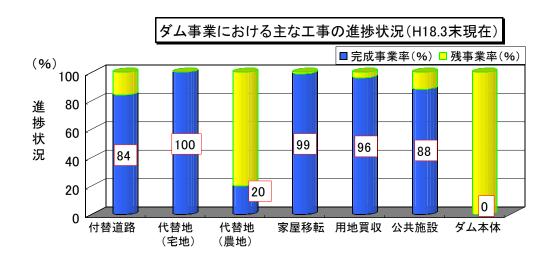
2-2. 事業の投資効果

球磨川水系河川整備基本方針の策定に向けて社会資本整備審議会において審議中であり、利水計画の見直しについて農林水産省等が検討中である現状においては、ダム本体の諸元や、工期、事業費等が変わる状況にあることから、これらの結果を踏まえて費用対効果を算定することとします。

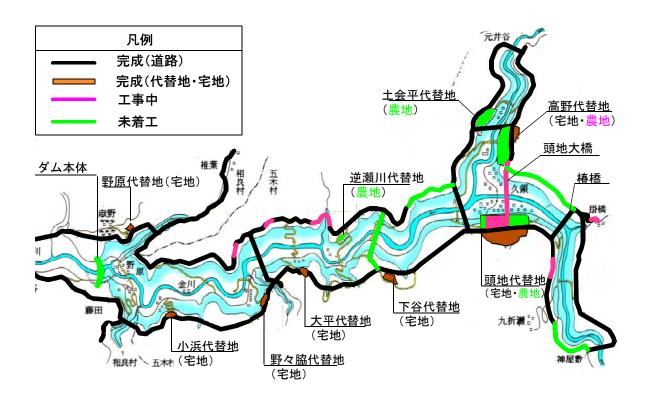
2-3. 事業の進捗状況

2-3-1. 事業の進捗率

川辺川ダム建設事業については、用地買収96%、家屋移転99%、付替国道89%、付替県道77%、付替村道82%の進捗率となっており、ダム本体工事を除く大部分の関連工事が完了しています。



進捗状況図



2-3-2. 残事業の内容

川辺川ダム建設事業の残工事は、既に家屋移転等が相当程度に進んでおり、ダム本体工事のほかに消防署の移転、中学校の移転、一部の代替 農地及び道路付け替え等が残されている状況です。

水没地域の生活再建対策については、川辺川ダム建設に伴う損失補償として、公共施設等の従前の機能回復が図られるように村・県・国が協力して進めているところであり、住民生活とのかかわりが深く、早期に完成させる必要があります。



【生活再建対策に関する今後の主な事業内容】

- ・付替道路の整備(頭地大橋など)
- ・前面盛土の整備(中学校・高校移転。H19.9開校予定)
- ・代替農地の整備

【参考:生活再建策に対する地元の要望】

平成17年12月9日 球磨郡町村会要望より 五木村、相良村の地域振興について支援策を講じられたい

平成18年6月14日 熊本県要望より

必要な代替地の造成や付替道路の建設など、住民の生活基盤整備については、遅れが生じないよう様々な工夫をしながら、早期完成に向け万全を期されたい

平成17年9月25日 市民団体等より

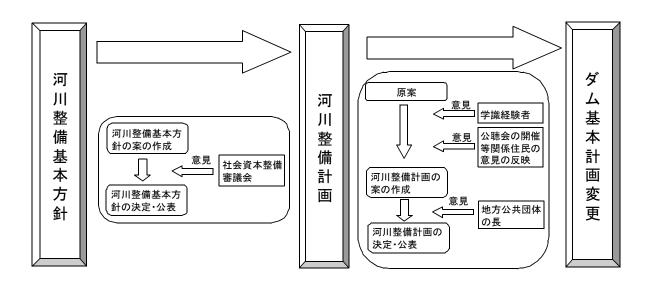
ダム建設の如何を問わず、五木村の振興には最後まで責任を持って 必要な施策を行うべき

3. 事業進捗の見込み

川辺川ダム建設事業については、水没地域である五木村等の関係者の協力を頂きながら、当面は中学校等施設の移転、付替道路の整備及び代替農地等の水没地域の振興策の促進を図っていきます。

また、現在、球磨川水系河川整備基本方針を策定中であり、当該方針 策定後、農林水産省における利水計画の見直し状況を聴いた上で、引き 続き河川整備計画を策定し、その後、ダム事業計画を速やかに見直して 川辺川ダムを一日も早く完成させるよう手続きを進めていきます。

川辺川ダム建設事業の今後の事業スケジュール



4.コスト縮減や代替案立案等の可能性

球磨川水系河川整備基本方針の策定に向けて社会資本整備審議会において審議中であり、利水計画の見直しについて農林水産省等が検討中である現状においては、ダム本体の諸元や、工期、事業費等が変わる状況にあることから、これらの結果を踏まえてコスト縮減や代替案立案等の可能性について検討することとします。

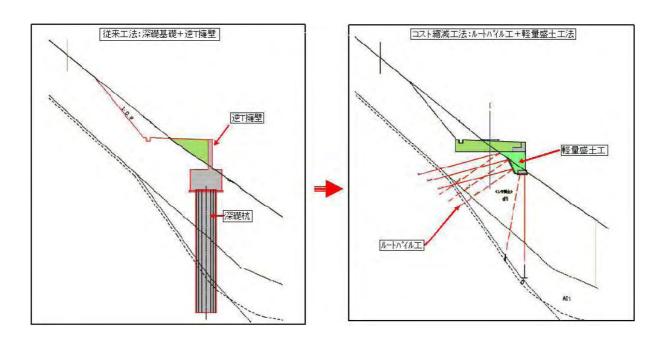
なお、水没地域の生活再建にかかる工事においては、以下のようなコスト縮減策を実施しています。

(現在のコスト縮減に関する取り組み)

付替道路の施工にあたって、ルートパイル工法等の新工法を積極的 に採用。

頭地大橋の建設にあたって、人工軽量骨材の使用によるコスト縮減

ルートパイル工法による施工例



5. 対応方針(原案)

川辺川ダム建設事業は、球磨川の治水計画(工事実施基本計画)に位置付けられ、特定多目的ダム法による基本計画に基づき実施している事業です。

これまでの災害発生状況を考慮すれば、球磨川の治水対策は喫緊の課題であり、また、既に家屋をはじめ水没地域の移転が相当程度進んでいるところです。

一方、球磨川水系河川整備基本方針の策定に向けて社会資本整備審議会 において審議中であり、利水計画の見直しについて農林水産省等が検討中 である現状においては、ダム本体の諸元や、工期、事業費等が変わる状況 にあります。

このため事業は継続し、当面の間は、道路整備等の生活再建対策及び諸調査を実施することとします。